

## 8-4 動物・植物・生態系

### 8-4-1 動物

#### (1) 調査

##### 1) 調査の基本的な手法

調査項目	調査の手法及び調査地域等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物の状況</li> <li>・ 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況</li> <li>・ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</li> </ul>	<p>文献調査；地域に生息する動物関連の文献、資料を収集し整理した。なお、必要に応じて専門家へのヒアリングを行った。</p> <p>現地調査；</p> <p>哺乳類：任意確認(フィールドサイン法)、夜間撮影、捕獲調査 鳥類(一般鳥類)：任意確認(鳴声、目視、夜間)、ラインセンサス法、ポイントセンサス法 鳥類(希少猛禽類)：定点観察法、営巣地調査 爬虫類：任意確認(直接観察(目視)法、夜間) 両生類：任意確認(直接観察(鳴声、目視)法、夜間) 昆虫類：任意採集(スウィーピング法、ビーティング法を含む)、ライトトラップ法、ベイトトラップ法 魚類：任意採集(投網、タモ網、トラップ) 底生動物：任意採集(タモ網)、コドラート法(サーバーネット)</p> <p>調査地域；対象事業実施区域及びその周囲の内、非常口(都市部)を対象に工事の実施又は鉄道施設(非常口(都市部))の存在に係る動物への影響が生じるおそれがあると認められる地域とした。</p> <p>調査地点；調査地域の内、自然環境の状況及び利用状況等を考慮し、動物相の現状を適切に把握することができる範囲に調査地点を設定した。調査範囲は、変更区域から概ね 600m の範囲とし、猛禽類は「猛禽類保護の進め方(環境庁)」に基づき設定した。なお、設定にあたっては専門家から意見を聴取した。</p> <p>調査期間等；</p> <p>哺乳類：4季(春季、夏季、秋季、冬季) 鳥類(一般鳥類)：5回(春季、繁殖期、夏季、秋季、冬季) 鳥類(希少猛禽類)：2営巣期(12月～8月、3日/月)、1非営巣期(9月～11月に1回、3日) 爬虫類：3季(春季、夏季、秋季) 両生類：4季(早春季、春季、夏季、秋季) 昆虫類：3季(春季、夏季、秋季) 魚類：4季(春季、夏季、秋季、冬季) 底生動物：4季(春季、夏季、秋季、冬季)</p>

生息が確認された種の内、表 8-4-1-1 に示す基準に該当するものを重要な種として選定した。なお、重要な種の選定にあたっては、必要に応じて専門家の指導・助言を受け、選定した。

表 8-4-1-1(1) 重要な種及び注目すべき生息地の選定基準

番号	文献及び法令名	区分
①	文化財保護法（昭和 25 年、法律第 214 号）	特天：特別天然記念物 天：天然記念物
②	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年、法律第 75 号）	国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種
③	自然環境保全法（昭和 47 年、法律第 85 号）	○：指定の地域
④	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（昭和 55 年）	○：指定湿地
⑤	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成 4 年）	○：自然遺産の登録基準に該当するもの
⑥	東京都における自然の保護と回復に関する条例（平成 12 年、東京都条例第 26 号）	希少：東京都希少野生動植物種
⑦	東京都文化財保護条例（昭和 51 年、東京都条例第 25 号） 町田市文化財保護条例（昭和 52 年、町田市条例第 30 号）	都：都指定天然記念物 市町村：市町村指定天然記念物
⑧	環境省第 4 次レッドリスト 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、貝類、その他無脊椎動物（平成 24 年、環境省）	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 I A 類 EN：絶滅危惧 I B 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
	環境省第 4 次レッドリスト 汽水・淡水魚類（平成 25 年、環境省）	
⑨	東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～（2010 年版、東京都環境局）	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧 I A 類 EN：絶滅危惧 I B 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 *：留意種
⑩	日本の地形レッドデータブック第 1 集（平成 12 年、小泉武栄・青木賢人）	○：動物、植物の生息地としての重要な地形
	日本の地形レッドデータブック第 2 集（平成 14 年、小泉武栄・青木賢人）	
⑪	神奈川県文化財保護条例（昭和 30 年神奈川県条例第 13 号） 川崎市文化財保護条例（昭和 34 年 8 月 3 日 条例第 24 号）	県天：県指定天然記念物 市天：市指定天然記念物

表 8-4-1-1(2) 重要な種及び注目すべき生息地の選定基準

番号	文献及び法令名	区分
⑫	神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006（平成 18 年、神奈川県立生命の星・地球博物館）	絶滅 野生絶滅 絶滅危惧Ⅰ類 絶滅危惧ⅠA類 絶滅危惧ⅠB類 絶滅危惧Ⅱ類 準絶滅危惧 減少種 希少種 要注意種 注目種 情報不足 情報不足 A 情報不足 B 不明種 絶滅のおそれのある地域個体群

注 1. 選定基準⑪、⑫は、調査範囲に神奈川県が含まれる調査地域のみ適用する。

## 2) 調査結果

### ア. 動物相の現状

現地調査による確認種数は、哺乳類が 6 目 10 科 13 種、鳥類が 15 目 35 科 80 種、爬虫類が 2 目 5 科 8 種、両生類が 2 目 5 科 7 種、昆虫類が 15 目 169 科 643 種、魚類が 3 目 5 科 12 種、底生動物が 24 目 66 科 133 種であった。

### イ. 重要な種の状況

文献調査及び現地調査により確認された重要な種は、哺乳類が 3 目 4 科 4 種、鳥類が 16 目 36 科 84 種、爬虫類が 2 目 7 科 12 種、両生類が 2 目 4 科 7 種、昆虫類が 7 目 46 科 84 種、魚類が 5 目 7 科 11 種、底生動物が 2 目 4 科 4 種であった。確認種を表 8-4-1-2～表 8-4-1-8 に示す。

表 8-4-1-2 重要な哺乳類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認状況		選定基準								
				文献	現地	①	②	⑥	⑦	⑧	⑨	⑪	⑫	
1	コウモリ	ヒナコウモリ	ヒナコウモリ	○								NT		Ⅱ類
2	サル	オナガザル	ホンドザル		○							NT		
3	ネズミ	リス	ニッコウムサザビ	○	○							*		
4		ネズミ	ホンシュウカヤネズミ	○	○							VU		準絶
計	3目	4科	4種	3種	3種	0種	0種	0種	0種	0種	4種	0種	2種	

注 1. 文献調査及び現地調査によって位置情報が確認された種について確認状況欄にそれぞれ○を記載した。なお、文献調査では市単位の分布情報を整理した。

注 2. 分類、配列等は、原則として「種の多様性（動植物分布調査）対象種一覧」（平成 10 年、環境庁）に準拠した。

注 3. 整理対象とした文献は以下のとおりである。

「町田市野生生物目録」（平成 11 年、町田市公園緑地課）

注 4. 重要種の選定基準は、以下のとおりである。

①「文化財保護法」（昭和 25 年、法律第 214 号）

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年、法律第 75 号）

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種

⑥「東京都における自然の保護と回復に関する条例」（平成 12 年、東京都条例第 26 号）

希少：東京都希少野生動植物

⑦「東京都文化財保護条例」（昭和 51 年、東京都条例第 25 号）

「町田市文化財保護条例」（昭和 52 年、町田市条例第 30 号）

都：都指定天然記念物、市町村：市町村指定天然記念物

⑧「環境省第 4 次レッドリスト 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、貝類、その他無脊椎動物」（平成 24 年、環境省）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

⑨「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～」(2010 年版、東京都環境局)：南多摩地域区分における指定種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、・：非分布

【留意種とした理由】

\*：地域全体として絶滅のおそれはないが、一部地域で孤立化が進み、消失するおそれがあるため。

⑩「神奈川県文化財保護条例」（昭和 30 年、神奈川県条例第 13 号）

「川崎市文化財保護条例」（昭和 34 年 8 月 3 日、条例第 24 号）

県天：県指定天然記念物、市天：市指定天然記念物

⑫「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（平成 18 年、神奈川県立生命の星・地球博物館）

絶滅：絶滅、野絶：野生絶滅、Ⅰ類：絶滅危惧Ⅰ類、ⅠA類：絶滅危惧ⅠA類、ⅠB類：絶滅危惧ⅠB類、

Ⅱ類：絶滅危惧Ⅱ類、準絶：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、

注目：注目種、情報不：情報不足、情報 A：情報不足 A、情報 B：情報不足 B、不明：不明種、

地域：絶滅のおそれのある地域個体群

注 5. 選定基準⑩、⑫は、調査範囲の内、神奈川県で確認された種のみ適用する。

表 8-4-1-3(1) 重要な鳥類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認状況		選定基準											
				文献	現地	①	②	⑥	⑦	⑧	⑨	⑪	⑫				
													繁殖期	非繁殖期			
1	キジ	キジ	ウズラ	○							VU	CR			II類		
2			ヤマドリ	○								EN		II類	II類		
3			キジ	○	○								NT				
4	カモ	カモ	オシドリ	○							DD	VU		希少	減少		
5	カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ	○	○							NT					
6	ハト	ハト	アオバト	○	○							NT		注目	注目		
7	ペリカン	サギ	ヨシゴイ	○							NT	VU		II類			
8			ミゾゴイ	○								VU	EN		I類		
9			ササゴイ	○									VU		II類		
10			ダイサギ	○	○								NT				
11			チュウサギ	○									NT	NT			
12			コサギ	○	○									NT			
13	ツル	クイナ	クイナ	○								NT			II類		
14			ヒクイナ	○								NT	EN		I類		
15			バン	○	○								VU				
16			オオバン	○	○								VU				
17	カッコウ	カッコウ	ホトトギス	○	○							NT					
18			ツツドリ	○									NT				
19			カッコウ	○									NT		II類		
20	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	○							NT	CR		II類			
21	アマツバメ	アマツバメ	ヒメアマツバメ	○								NT		減少			
22	チドリ	チドリ	タゲリ	○								VU			II類		
23			イカルチドリ	○									VU		準絶	注目	
24			コチドリ	○									VU		注目		
25		シギ	シギ	ヤマシギ	○								VU			希少	
26				タシギ	○									VU			注目
27				クサシギ	○									VU			準絶
28				キアシシギ	○									VU			II類
29				イソシギ	○	○								VU		希少	注目
30				ハマシギ	○									NT	VU		II類
31				タマシギ	タマシギ	○								VU	EN		I類
32		タカ	ミサゴ	ミサゴ		○						NT	EN				
33	タカ		ハチクマ	○	○							NT	CR		I類		
34			トビ	○	○								NT				
35			ツミ	○	○								VU		II類	希少	

表 8-4-1-3(2) 重要な鳥類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認状況		選定基準									
				文献	現地	①	②	⑥	⑦	⑧	⑨	⑪	⑫		
													繁殖期	非繁殖期	
36	タカ	タカ	ハイタカ	○	○					NT	VU		不足	希少	
37			オオタカ	○	○		○			NT	VU		Ⅱ類	希少	
38			サシバ	○	○					VU	CR		Ⅰ類		
39			ノスリ	○	○						VU		Ⅱ類	希少	
40	フクロウ	フクロウ	オオコノハズク	○							CR		Ⅰ類	希少	
41			フクロウ	○	○						EN		準絶		
42			アオバズク	○							EN		Ⅱ類		
43	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン	○							CR		Ⅱ類		
44			カワセミ	○	○						NT				
45			ヤマセミ	○							VU		希少		
46		ブッポウソウ	ブッポウソウ	○						EN	CR		Ⅰ類		
47	キツツキ	キツツキ	アカゲラ	○	○						NT				
48			アオゲラ	○	○						NT				
49	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ	○	○						VU				
50			コチョウゲンボウ	○							DD				
51			チゴハヤブサ	○	○						DD				
52			ハヤブサ	○	○		○				VU	VU		Ⅰ類	希少
53	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ	○						VU	CR		Ⅱ類		
54		カササギヒタキ	サンコウチョウ	○	○						VU		Ⅱ類		
55		モズ	チゴモズ	○						CR	CR				
56			モズ	○	○						NT		減少		
57			アカモズ	○						EN	CR		Ⅰ類		
58		キクイタダキ	キクイタダキ	○	○						NT		希少		
59		ヒバリ	ヒバリ	○	○						VU		減少		
60		ツバメ	ツバメ		○								減少		
61			コシアカツバメ	○							NT		減少		
62		ウグイス	ウグイス	○	○						NT				
63			ヤブサメ	○							VU		準絶		
64		ムシクイ	メボソムシクイ		○								Ⅱ類		
65			センダイムシクイ	○	○						VU		準絶		
66		ヨシキリ	オオヨシキリ	○							VU		Ⅱ類		
67		ゴジュウカラ	ゴジュウカラ	○	○						EN		準絶		

表 8-4-1-3(3) 重要な鳥類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認状況		選定基準										
				文献	現地	①	②	⑥	⑦	⑧	⑨	⑪	⑫			
														繁殖期	非繁殖期	
68	スズメ	ミソサザイ	ミソサザイ	○								NT				
69		カワガラス	カワガラス	○								VU		減少	減少	
70		ヒタキ	トラツグミ	トラツグミ	○							VU		減少		
71			クロツグミ	クロツグミ	○							NT		Ⅱ類		
72			コサメビタキ	コサメビタキ	○	○							VU		Ⅰ類	
73			オオルリ	オオルリ	○	○							NT		準絶	
74		イワヒバリ	カヤクグリ	カヤクグリ	○							NT				
75		セキレイ	キセキレイ	キセキレイ		○								減少		
76			セグロセキレイ	セグロセキレイ	○	○							NT		減少	
77		アトリ	カワラヒワ	カワラヒワ		○								減少		
78			ベニマシコ	ベニマシコ	○	○							NT			
79			イスカ	イスカ	○								NT			
80			ウソ	ウソ	○	○							NT			
81			イカル	イカル	○	○							NT			
82		ホオジロ	ノジコ	ノジコ	○							NT		希少		
83			アオジ	アオジ		○								Ⅱ類		
84	クロジ		クロジ	○	○							NT		Ⅰ類	減少	
計	16 目	36 科	84 種	78 種	43 種	0 種	2 種	0 種	0 種	20 種	78 種	0 種	51 種	22 種		

注 1. 文献調査及び現地調査によって位置情報が確認された種について確認状況欄にそれぞれ○を記載した。なお、文献調査では市単位の分布情報を整理した。

注 2. 分類、配列等は、原則として「日本鳥類目録 改訂第 7 版」(平成 24 年、日本鳥学会)に準拠した。

注 3. 整理対象とした文献は以下のとおりである。

「町田市野生生物目録」(平成 11 年、町田市公園緑地課)

注 4. 重要種の選定基準は、以下のとおりである。

①「文化財保護法」(昭和 25 年、法律第 214 号)

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年、法律第 75 号)

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種

⑥「東京都における自然の保護と回復に関する条例」(平成 12 年、東京都条例第 26 号)

希少：東京都希少野生動植物

⑦「東京都文化財保護条例」(昭和 51 年、東京都条例第 25 号)

「町田市文化財保護条例」(昭和 52 年、町田市条例第 30 号)

都：都指定天然記念物、市町村：市町村指定天然記念物

⑧「環境省第 4 次レッドリスト 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、貝類、その他無脊椎動物」(平成 24 年、環境省)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

⑨「東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)～東京都レッドリスト～」(2010 年版、東京都環境局)：南多摩地域区分における指定種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、・：非分布

⑩「神奈川県文化財保護条例」(昭和 30 年、神奈川県条例第 13 号)

「川崎市文化財保護条例」(昭和 34 年 8 月 3 日、条例第 24 号)

県天：県指定天然記念物、市天：市指定天然記念物



- ⑫ 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」 （平成 18 年、神奈川県立生命の星・地球博物館）  
絶滅：絶滅、野絶：野生絶滅、I 類：絶滅危惧 I 類、IA 類：絶滅危惧 IA 類、IB 類：絶滅危惧 IB 類、  
II 類：絶滅危惧 II 類、準絶：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、  
注目：注目種、情報不：情報不足、情報 A：情報不足 A、情報 B：情報不足 B、不明：不明種、  
地域：絶滅のおそれのある地域個体群

注 5. 選定基準⑪、⑫は、調査範囲の内、神奈川県が含まれる調査地域で確認された種のみに適用する。

表 8-4-1-4 重要な爬虫類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認状況		選定基準							
				文献	現地	①	②	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑫
1	カメ	イシガメ	クサガメ	○							DD		
2		スッポン	ニホンスッポン		○					DD	CR + EN		
3	有鱗	ヤモリ	ニホンヤモリ	○	○						*		
4		トカゲ	ヒガシニホントカゲ	○	○						VU		要注
5		カナヘビ	ニホンカナヘビ	○	○						NT		
6		ナミヘビ	アオダイショウ	○	○						NT		要注
7			シマヘビ	○	○						NT		要注
8			ジムグリ	○							VU		
9			ヒバカリ	○	○						NT		準絶
10			シロマダラ	○							VU		
11			ヤマカガシ	○	○						VU		要注
12			クサリヘビ	ニホンマムシ	○							CR + EN	
計	2 目	7 科	12 種	11 種	8 種	0 種	0 種	0 種	0 種	1 種	12 種	0 種	6 種

注 1. 文献調査及び現地調査によって位置情報が確認された種について確認状況欄にそれぞれ○を記載した。なお、文献調査では市単位の分布情報を整理した。

注 2. 分類、配列等は、原則として「日本産爬虫両生類標準和名」（平成 24 年、日本爬虫両棲類学会）に準拠した。

注 3. 整理対象とした文献は以下のとおりである。  
「町田市野生生物目録」（平成 11 年、町田市公園緑地課）

注 4. 重要種の選定基準は、以下のとおりである。

①「文化財保護法」（昭和 25 年、法律第 214 号）

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年、法律第 75 号）

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種

⑥「東京都における自然の保護と回復に関する条例」（平成 12 年、東京都条例第 26 号）

希少：東京都希少野生動植物

⑦「東京都文化財保護条例」（昭和 51 年、東京都条例第 25 号）

「町田市文化財保護条例」（昭和 52 年、町田市条例第 30 号）

都：都指定天然記念物、市町村：市町村指定天然記念物

⑧「環境省第 4 次レッドリスト 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、貝類、その他無脊椎動物」（平成 24 年、環境省）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、

VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

⑨「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～」(2010 年版、東京都環境局)：南多摩地域区分における指定種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、CR+EN：絶滅危惧 I 類、

VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、・：非分布

【留意種とした理由】

\*：急速に都市化が進んでおり、すみかとなる古い家屋等に変化が生じる等、本種の生息環境が悪化する可能性があるため

⑩「神奈川県文化財保護条例」（昭和 30 年、神奈川県条例第 13 号）

「川崎市文化財保護条例」（昭和 34 年 8 月 3 日、条例第 24 号）

県天：県指定天然記念物、市天：市指定天然記念物

⑫「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（平成 18 年、神奈川県立生命の星・地球博物館）

絶滅：絶滅、野絶：野生絶滅、I 類：絶滅危惧 I 類、IA 類：絶滅危惧 IA 類、IB 類：絶滅危惧 IB 類、

II 類：絶滅危惧 II 類、準絶：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、

注目：注目種、情報不：情報不足、情報 A：情報不足 A、情報 B：情報不足 B、不明：不明種、

地域：絶滅のおそれのある地域個体群

注 5. 選定基準⑩、⑫は、調査範囲の内、神奈川県で確認された種のみ適用する。

表 8-4-1-5 重要な両生類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認状況		選定基準								
				文献	現地	①	②	⑥	⑦	⑧	⑨	⑪	⑫	
1	有尾	イモリ	アカハライモリ	○	○						NT	EN		I 類
2	無尾	アマガエル	ニホンアマガエル	○	○							VU		
3		アカガエル	ツチガエル	○	○							CR		要注
4			ニホンアカガエル	○	○							EN		II 類
5			ヤマアカガエル	○	○							EN		
6			トウキョウダルマガエル	○								NT	EN	
7		アオガエル	シュレーゲルアオガエル	○	○							VU		要注
計	2 目	4 科	7 種	7 種	6 種	0 種	0 種	0 種	0 種	2 種	7 種	0 種	5 種	

注 1. 文献調査及び現地調査によって位置情報が確認された種について確認状況欄にそれぞれ○を記載した。なお、文献調査では市単位の分布情報を整理した。

注 2. 分類、配列等は、原則として「日本産爬虫両生類標準和名」（平成 24 年、日本爬虫両棲類学会）に準拠した。

注 3. 整理対象とした文献は以下のとおりである。

「町田市野生生物目録」（平成 11 年、町田市公園緑地課）

注 4. 重要種の選定基準は、以下のとおりである。

①「文化財保護法」（昭和 25 年、法律第 214 号）

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年、法律第 75 号）

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種

⑥「東京都における自然の保護と回復に関する条例」（平成 12 年、東京都条例第 26 号）

希少：東京都希少野生動植物

⑦「東京都文化財保護条例」（昭和 51 年、東京都条例第 25 号）

「町田市文化財保護条例」（昭和 52 年、町田市条例第 30 号）

都：都指定天然記念物、市町村：市町村指定天然記念物

⑧「環境省第 4 次レッドリスト 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、貝類、その他無脊椎動物」（平成 24 年、環境省）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、

VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

⑨「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～」(2010 年版、東京都環境局)：南多摩地域区分における指定種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、CR+EN：絶滅危惧 I 類、

VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、・：非分布

⑩「神奈川県文化財保護条例」（昭和 30 年、神奈川県条例第 13 号）

「川崎市文化財保護条例」（昭和 34 年 8 月 3 日、条例第 24 号）

県天：県指定天然記念物、市天：市指定天然記念物

⑫「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（平成 18 年、神奈川県立生命の星・地球博物館）

絶滅：絶滅、野絶：野生絶滅、I 類：絶滅危惧 I 類、IA 類：絶滅危惧 IA 類、IB 類：絶滅危惧 IB 類、

II 類：絶滅危惧 II 類、準絶：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、

注目：注目種、情報不：情報不足、情報 A：情報不足 A、情報 B：情報不足 B、不明：不明種、

地域：絶滅のおそれのある地域個体群

注 5. 選定基準⑩、⑫は、調査範囲の内、神奈川県で確認された種のみ適用する。

表 8-4-1-6(1) 重要な昆虫類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認状況		選定基準								
				文献	現地	①	②	⑥	⑦	⑧	⑨	⑪	⑫	
1	トンボ	イトトンボ	オオイトトンボ	○							EN		IA 類	
2			キイトトンボ	○							NT		IB 類	
3			モートンイトトンボ	○						NT	CR		IB 類	
4		モノサシトンボ	モノサシトンボ	○							DD		準絶	
5		アオイトトンボ	ホソミオツネントンボ	○							NT			
6			オツネントンボ	○							NT		II 類	
7		カワトンボ	ニホンカワトンボ	○	○							VU		準絶
8		サナエトンボ	ヤマサナエ	○	○							VU		要注
9			コサナエ	○								CR		IB 類
10		ヤンマ	コシボソヤンマ	○	○							VU		要注
11			カトリヤンマ	○								VU		準絶
12		エゾトンボ	コヤマトンボ		○							NT		準絶
13		トンボ	ハラビロトンボ	○								NT		要注
14			シオヤトンボ		○									要注
15			チョウトンボ	○								NT		IB 類
16			マイコアカネ	○								DD		不足
17			ヒメアカネ	○	○							NT		要注
18	バッタ	ケラ	ケラ		○								要注	
19		コオロギ	クマコオロギ	○							DD			
20			ヒメコオロギ	○							DD			
21			ヤチスズ	○	○							DD		
22			タンボコオロギ	○								DD		
23		マツムシ	マツムシ	○							CR		要注	
24		クマスズムシ	クマスズムシ		○						DD			
25		キリギリス	クツワムシ	○							CR		要注	
26			カヤキリ	○							CR			
27			オナガササキリ		○									要注
28		バッタ	クルマバッタ	○	○						CR			

表 8-4-1-6(2) 重要な昆虫類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認状況		選定基準										
				文献	現地	①	②	⑥	⑦	⑧	⑨	⑪	⑫			
29	バッタ	バッタ	ショウリョウバッタモドキ	○	○							VU		要注		
30			イナゴモドキ	○								CR		準絶		
31	カメムシ	セミ	ハルゼミ	○								EN		要注		
32		イトアメンボ	イトアメンボ	○								VU		IA類		
33		タイコウチ	タイコウチ	○									VU			
34		ミズムシ	ミゾナシミズムシ	○									NT			
35		ハナカメムシ	ズイムシハナカメムシ	○									NT		II類	
36		コウチュウ	ハンミョウ	エリザハンミョウ	○									NT		
37	ニワハンミョウ			○										NT		
38	オサムシ		ヒラタマルゴミムシ	○										DD		
39			アシミゾヒメヒラタゴミムシ	○											VU	
40			キアシマルガタゴミムシ	○											VU	
41			アカガネアオゴミムシ	○											NT	準絶
42			コアトワアオゴミムシ	○											DD	準絶
43			ムナビロアオゴミムシ	○											NT	
44			ツヤキベリアオゴミムシ	○											VU	
45	ニセトックリゴミムシ		○											NT		
46	ホソクビゴミムシ		ミイデラゴミムシ	○	○									*1		
47	ゲンゴロウ		マルチビゲンゴロウ	○										NT		絶滅
48			コシマチビゲンゴロウ	○											VU	不明
49	ガムシ		シジミガムシ	○										EN		
50			コガムシ	○	○									DD	NT	準絶
51	ハネカクシ		チャムネハラホソハネカクシ	○										NT		
52			クシヒゲハネカクシ	○											NT	
53	クワガタムシ		ミヤマクワガタ	○										NT	要注	
54	コガネムシ	マエカドコエンマコガネ	○											DD		
55		ヒゲコガネ	○											VU	II類	
56		ハンノヒメコガネ	○											DD		

表 8-4-1-6(3) 重要な昆虫類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認状況		選定基準										
				文献	現地	①	②	⑥	⑦	⑧	⑨	⑪	⑫			
57	コウチュウ	コガネムシ	ヒメトラハナムグリ	○								NT				
58			ハナムグリ	○								DD				
59		タマムシ	ウバタマムシ	○								NT		準絶		
60		コメツキムシ	ウバタマコメツキ	○								NT		準絶		
61		ホタル	ヘイケボタル	○								NT		準絶		
62		カミキリムシ	ツヤケシハナカミキリ	○									NT			
63			フタコブルリハナカミキリ	○									NT			
64			ミドリカミキリ	○									NT		準絶	
65			クロトラカミキリ	○									VU		II類	
66			シロスジカミキリ	○									NT		要注	
67		ゾウムシ	オオアオゾウムシ	○									DD			
68	ハチ	コンボウハチ	ホシアシブトハバチ	○								DD				
69		セイボウ	オオセイボウ本土亜種	○								DD				
70		アリ	トゲアリ	○	○								VU			
71		スズメバチ	ヤマトアシナガバチ	○									DD	DD	II類	
72			モンズズメバチ	○	○								DD			
73		コシブトハナバチ	ルリモンハナバチ	○									DD			
74	ミツバチ	クロマルハナバチ	○									NT	DD			
75	ハエ	ガガンボ	ミカドガガンボ	○									*2			
76		ムシヒキアブ	オオイシアブ	○	○									*3		
77		ハナアブ	クロベッコウハナアブ	○											*4	
78	チョウ	セセリチョウ	ホソバセセリ	○										*5	II類	
79		タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン	○								VU	CR + EN		IB類	
80			ヒョウモンチョウ本州中部亜種	○									VU			
81			オオムラサキ	○									NT			準絶
82		ジャノメチョウ	ウラナミジャノメ本土亜種	○									VU			絶滅

表 8-4-1-6(4) 重要な昆虫類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認状況		選定基準							
				文献	現地	①	②	⑥	⑦	⑧	⑨	⑪	⑫
83	チョウ	スズメガ	スキバホウジャク	○						VU			
84		ヤガ	コシロシタバ	○						NT			
計	7目	46科	84種	79種	17種	0種	0種	0種	0種	22種	64種	0種	43種

注 1. 文献調査及び現地調査によって位置情報が確認された種について確認状況欄にそれぞれ○を記載した。なお、文献調査では市単位の分布情報を整理した。

注 2. 分類、配列等は、原則として「日本産野生生物目録 無脊椎動物編Ⅱ」（平成 7 年、環境庁）に準拠した。

注 3. 整理対象とした文献は以下のとおりである。  
「町田市野生生物目録」（平成 11 年、町田市公園緑地課）

注 4. 重要種の選定基準は、以下のとおりである。

①「文化財保護法」（昭和 25 年、法律第 214 号）

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年、法律第 75 号）

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種

⑥「東京都における自然の保護と回復に関する条例」（平成 12 年、東京都条例第 26 号）

希少：東京都希少野生動植物

⑦「東京都文化財保護条例」（昭和 51 年、東京都条例第 25 号）

「町田市文化財保護条例」（昭和 52 年、町田市条例第 30 号）

都：都指定天然記念物、市町村：市町村指定天然記念物

⑧「環境省第 4 次レッドリスト 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、貝類、その他無脊椎動物」（平成 24 年、環境省）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

⑨「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～」(2010 年版、東京都環境局)：南多摩地域区分における指定種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、・：非分布

【留意種とした理由】

\*1：草地環境を指標する種であること、また幼虫はケラの卵塊を食して成長するという特殊な生態を有するため。

\*2：幼虫は細流の砂地中に生息することから、里山的な環境を指標する種であり、なおかつ大型種で確認が容易であるため。

\*3：成虫、幼虫ともに捕食性であり、幼虫は朽木に生息し、成虫も樹林環境周辺に見られることから、良好な樹林環境を指標する種で、環境指標性が高いため。

\*4：成虫の幼虫はクロスズメバチ類の巣に寄生することから、クロスズメバチ類が生息している良好な樹林環境の指標となるため。

\*5：疎林草原の減少により、絶滅危惧種になる可能性があるため。

⑩「神奈川県文化財保護条例」（昭和 30 年、神奈川県条例第 13 号）

「川崎市文化財保護条例」（昭和 34 年 8 月 3 日、条例第 24 号）

県天：県指定天然記念物、市天：市指定天然記念物

⑫「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（平成 18 年、神奈川県立生命の星・地球博物館）

絶滅：絶滅、野絶：野生絶滅、Ⅰ類：絶滅危惧Ⅰ類、ⅠA類：絶滅危惧ⅠA類、ⅠB類：絶滅危惧ⅠB類、

Ⅱ類：絶滅危惧Ⅱ類、準絶：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、

注目：注目種、情報不：情報不足、情報 A：情報不足 A、情報 B：情報不足 B、不明：不明種、

地域：絶滅のおそれのある地域個体群

注 5. 選定基準⑩、⑫は、調査範囲の内、神奈川県で確認された種のみ適用する。

表 8-4-1-7 重要な魚類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認状況		選定基準								
				文献	現地	①	②	⑥	⑦	⑧	⑨	⑪	⑫	
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ類	○						VU	EN		IB 類	
2	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ	○						EN	VU			
3	コイ	コイ	キンブナ	○						VU	VU		IB 類	
4			アブラハヤ	○	○						NT		準絶	
5			カマツカ	○							NT		準絶	
6		ドジョウ	ドジョウ	○	○					DD				
7			シマドジョウ	○							VU		準絶	
8			ホトケドジョウ	○	○						EN	VU		IB 類
9		ナマズ	ギギ	ギバチ	○						VU	VU		I 類
10			ナマズ	ナマズ	○							*1		注目
11	ダツ	メダカ	メダカ南日本集団	○	○					VU	CR + EN		I 類	
計	5 目	7 科	11 種	11 種	4 種	0 種	0 種	0 種	0 種	7 種	10 種	0 種	9 種	

注 1. 文献調査及び現地調査によって位置情報が確認された種について確認状況欄にそれぞれ○を記載した。なお、文献調査では市単位の分布情報を整理した。

注 2. 分類、配列等は、原則として「河川水辺の国勢調査 最新版 平成 24 年度版生物リスト」（平成 24 年、リバーフロント研究所）に準拠した。

注 3. 整理対象とした文献は以下のとおりである。  
「町田市野生生物目録」（平成 11 年、町田市公園緑地課）

注 4. 重要種の選定基準は、以下のとおりである。

① 「文化財保護法」（昭和 25 年、法律第 214 号）

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年、法律第 75 号）

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種

③ 「東京都における自然の保護と回復に関する条例」（平成 12 年、東京都条例第 26 号）

希少：東京都希少野生動植物

④ 「東京都文化財保護条例」（昭和 51 年、東京都条例第 25 号）

「町田市文化財保護条例」（昭和 52 年、町田市条例第 30 号）

都：都指定天然記念物、市町村：市町村指定天然記念物

⑤ 「環境省第 4 次レッドリスト 汽水・淡水魚類」（平成 25 年、環境省）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

⑥ 「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～」(2010 年版、東京都環境局)：南多摩地域区分における指定種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、CR+EN：絶滅危惧 I 類、

VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、・：非分布

【留意種とした理由】

\*1：現状では絶滅のおそれは少ないが、産卵場所及び仔稚魚の生育場所となる環境が減少しており、今後の動向に留意する必要があるため。

⑦ 「神奈川県文化財保護条例」（昭和 30 年、神奈川県条例第 13 号）

「川崎市文化財保護条例」（昭和 34 年 8 月 3 日、条例第 24 号）

県天：県指定天然記念物、市天：市指定天然記念物

⑧ 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（平成 18 年、神奈川県立生命の星・地球博物館）

絶滅：絶滅、野絶：野生絶滅、I 類：絶滅危惧 I 類、IA 類：絶滅危惧 IA 類、IB 類：絶滅危惧 IB 類、

II 類：絶滅危惧 II 類、準絶：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、

注目：注目種、情報不：情報不足、情報 A：情報不足 A、情報 B：情報不足 B、不明：不明種、

地域：絶滅のおそれのある地域個体群

注 5. 選定基準⑩、⑫は、調査範囲の内、神奈川県で確認された種のみ適用する。



表 8-4-1-8 重要な底生動物確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認状況		選定基準							
				文献	現地	①	②	⑥	⑦	⑧	⑨	⑪	⑫
1	基眼	モノアラガイ	モノアラガイ		○						NT		
2	エビ	テナガエビ	スジエビ		○						*1		
3		サワガニ	サワガニ		○						*2		
4		モクズガニ	モクズガニ		○							*3	
計	2 目	4 科	4 種	0 種	4 種	0 種	0 種	0 種	0 種	1 種	3 種	0 種	0 種

注 1. 文献調査及び現地調査によって位置情報が確認された種について確認状況欄にそれぞれ○を記載した。なお、文献調査では市単位の分布情報を整理した。

注 2. 分類、配列等は、原則として「河川水辺の国勢調査 最新版 平成 24 年度版生物リスト」（平成 24 年、リバーフロント研究所）に準拠した。

注 3. 整理対象とした文献は以下のとおりである。  
「町田市野生生物目録」（平成 11 年、町田市公園緑地課）

注 4. 重要種の選定基準は、以下のとおりである。

①「文化財保護法」（昭和 25 年、法律第 214 号）

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年、法律第 75 号）

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種

⑥「東京都における自然の保護と回復に関する条例」（平成 12 年、東京都条例第 26 号）

希少：東京都希少野生動植物

⑦「東京都文化財保護条例」（昭和 51 年、東京都条例第 25 号）

「町田市文化財保護条例」（昭和 52 年、町田市条例第 30 号）

都：都指定天然記念物、市町村：市町村指定天然記念物

⑧「環境省第 4 次レッドリスト 汽水・淡水魚類」（平成 25 年、環境省）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、

VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

⑨「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～」(2010 年版、東京都環境局)：南多摩地域区分における指定種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、CR+EN：絶滅危惧 I 類、

VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、・：非分布

【留意種とした理由】

\*1：典型的な「中流域に生息するエビ」で、緩やかな流れに水草が育つ良好な河川の指標となるため。

\*2：清流に生息するカニであるが、低地では生息環境が失われた地域が多く、山間部では樹木の伐採、倒木の放置等により良好な生息地が狭められつつあるため。

\*3：河川の中流域で生活し、産卵のために降海する両側回遊種であり、稚ガニは海から遡上するために河口域の汚染の指標となる。また、生態的に競合する特定外来生物、チュウゴクモクズガニ（シャンハイガニ）の動向とともに個体数の増減に留意する必要があるため。

⑪「神奈川県文化財保護条例」（昭和 30 年、神奈川県条例第 13 号）

「川崎市文化財保護条例」（昭和 34 年 8 月 3 日、条例第 24 号）

県天：県指定天然記念物、市天：市指定天然記念物

⑫「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（平成 18 年、神奈川県立生命の星・地球博物館）

絶滅：絶滅、野絶：野生絶滅、I 類：絶滅危惧 I 類、IA 類：絶滅危惧 IA 類、IB 類：絶滅危惧 IB 類、

II 類：絶滅危惧 II 類、準絶：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、

注目：注目種、情報不：情報不足、情報 A：情報不足 A、情報 B：情報不足 B、不明：不明種、

地域：絶滅のおそれのある地域個体群

注 5. 選定基準⑪、⑫は、調査範囲の内、神奈川県で確認された種のみ適用する。

## (2) 予測及び評価

### 1) 予測

#### ア. 予測項目等

予測項目	予測の手法及び予測地域等
工事の実施及び鉄道施設の存在に係る重要な種への影響	予測手法；既存の知見の引用又は解析により、重要な種及び地域個体群への影響の種類、影響の箇所、影響の程度について予測した。  予測地域；工事の実施又は鉄道施設の存在に係る重要な種への影響が生じるおそれがあると認められる地域として、調査地域と同様とした。  予測対象時期；工事中及び鉄道施設の完成時とした。

#### イ. 影響予測の手順

影響予測は図 8-4-1-1 に示す手順に基づき行った。

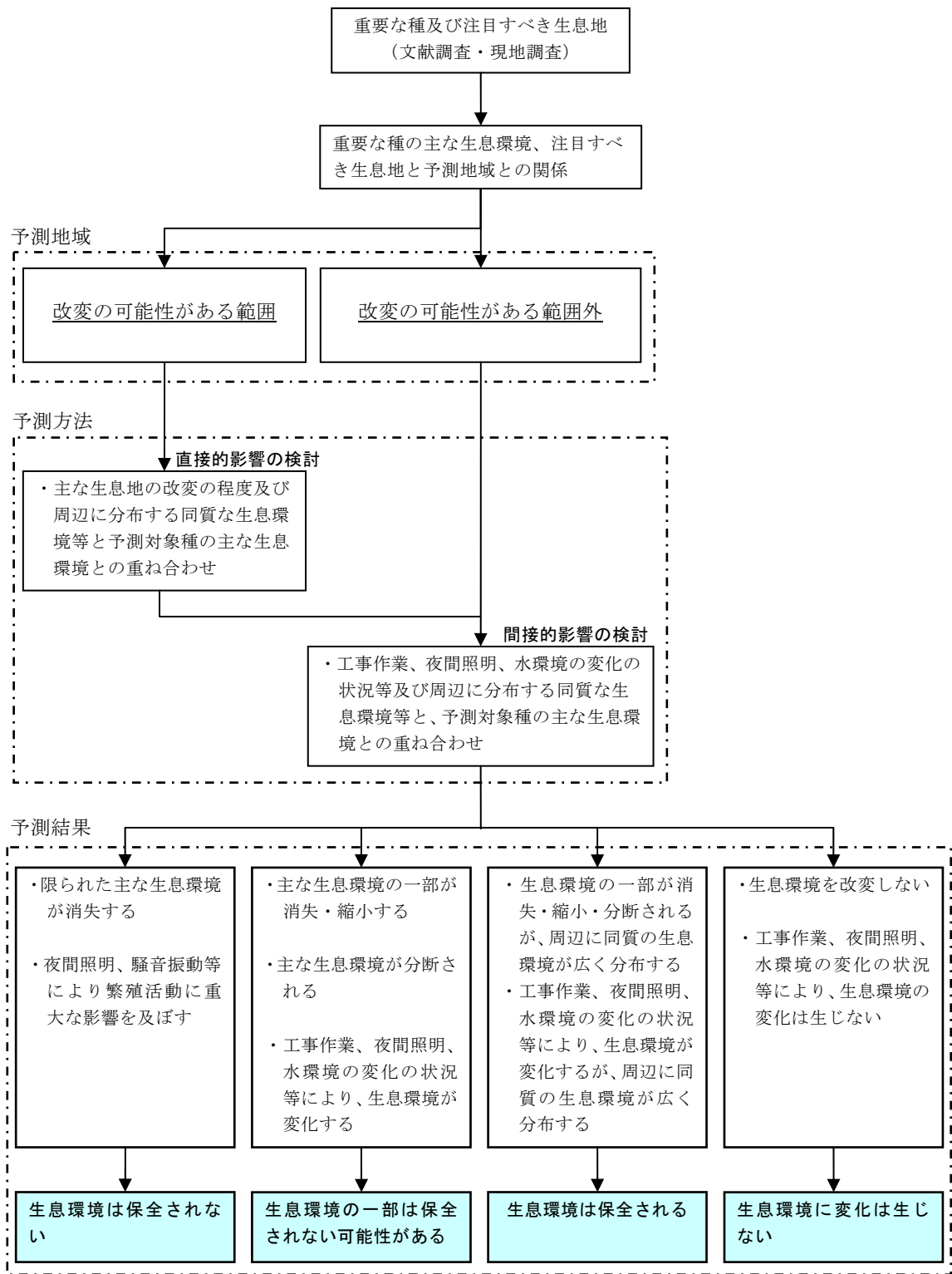


図 8-4-1-1 影響予測の手順

ウ. 予測結果

7) 現地調査で確認された重要な種に対する予測結果

現地調査で確認された重要な種の予測結果の概要は表 8-4-1-9 に示すとおりである。

表 8-4-1-9(1) 現地調査で確認された重要な種の予測結果の概要

分類	番号	種名	確認種の 生息環境	確認位置		生息環境への影響
				変更の 可能性 がある 範囲	変更の 可能性 がある 範囲外	
哺乳類	1	ホンドザル	落葉広葉樹林		○	生息環境は保全される
	2	ニッコウムササビ	植林地、落葉広葉樹林		○	生息環境は保全される
	3	ホンシュウカヤネズミ	草地（オギ群集）	○		生息環境の一部は保存されない可能性がある
鳥類	1	キジ	耕作地、草地	○	○	生息環境は保全される
	2	カイツブリ	河川、池		○	生息環境に変化は生じない
	3	アオバト	落葉広葉樹林		○	生息環境は保全される
	4	ダイサギ	河川		○	生息環境に変化は生じない
	5	コサギ	河川		○	生息環境に変化は生じない
	6	バン	河川、池		○	生息環境に変化は生じない
	7	オオバン	河川、池		○	生息環境に変化は生じない
	8	ホトトギス	落葉広葉樹林		○	生息環境は保全される
	9	イソシギ	河川		○	生息環境に変化は生じない
	10	ミサゴ	（生息環境は分布しない）		○	生息環境に変化は生じない
	11	ハチクマ	（生息環境は分布しない）		○	生息環境に変化は生じない
	12	トビ	市街地、落葉広葉樹林、耕作地	○	○	生息環境は保全される
	13	ツミ	落葉広葉樹林	○	○	生息環境は保全される
	14	ハイタカ	落葉広葉樹林	○	○	生息環境は保全される
	15	オオタカ	落葉広葉樹林、耕作地	○	○	生息環境は保全される
	16	サシバ	落葉広葉樹林、耕作地	○	○	生息環境は保全される
	17	ノスリ	落葉広葉樹林、耕作地	○	○	生息環境は保全される

表 8-4-1-9(2) 現地調査で確認された重要な種の予測結果の概要

分類	番号	種名	確認種の 生息環境	確認位置		生息環境への影響
				改変の 可能性 がある 範囲	改変の 可能性 がある 範囲外	
鳥類	18	フクロウ	落葉広葉樹林	○	○	生息環境は保全される
	19	カワセミ	河川		○	生息環境に変化は生じない
	20	アカゲラ	落葉広葉樹林		○	生息環境は保全される
	21	アオゲラ	落葉広葉樹林		○	生息環境は保全される
	22	チョウゲンボウ	耕作地	○	○	生息環境は保全される
	23	チゴハヤブサ	(生息環境は分布しない)		○	生息環境に変化は生じない
	24	ハヤブサ	草地、耕作地		○	生息環境は保全される
	25	サンコウチョウ	植林地		○	生息環境に変化は生じない
	26	モズ	耕作地、果樹園・桑園・茶畑、市街地		○	生息環境は保全される
	27	キクイタダキ	落葉広葉樹林、植林地	○	○	生息環境は保全される
	28	ヒバリ	耕作地		○	生息環境は保全される
	29	ツバメ	市街地、耕作地	○	○	生息環境は保全される
	30	ウグイス	落葉広葉樹林、竹林	○	○	生息環境は保全される
	31	メボソムシクイ	落葉広葉樹林		○	生息環境は保全される
	32	センダイムシクイ	落葉広葉樹林		○	生息環境は保全される
	33	ゴジュウカラ	落葉広葉樹林		○	生息環境は保全される
	34	コサメビタキ	落葉広葉樹林		○	生息環境は保全される
	35	オオルリ	落葉広葉樹林		○	生息環境は保全される
	36	キセキレイ	河川		○	生息環境に変化は生じない
37	セグロセキレイ	耕作地、市街地		○	生息環境は保全される	
38	カワラヒワ	耕作地	○	○	生息環境は保全される	
39	ベニマシコ	耕作地		○	生息環境は保全される	

表 8-4-1-9(3) 現地調査で確認された重要な種の予測結果の概要

分類	番号	種名	確認種の 生息環境	確認位置		生息環境への影響
				変更の 可能性 がある 範囲	変更の 可能性 がある 範囲外	
鳥類	40	ウソ	落葉広葉樹林		○	生息環境は保全される
	41	イカル	落葉広葉樹林		○	生息環境は保全される
	42	アオジ	落葉広葉樹林	○	○	生息環境は保全される
	43	クロジ	落葉広葉樹林		○	生息環境は保全される
爬虫類	1	ニホンスッポン	河川、池		○	生息環境に変化は生じない
	2	ニホンヤモリ	市街地、耕作地		○	生息環境は保全される
	3	ヒガシニホントカゲ	落葉広葉樹林、耕作地、緑の多い住宅地		○	生息環境は保全される
	4	ニホンカナヘビ	草地、耕作地、緑の多い住宅地		○	生息環境は保全される
	5	アオダイショウ	落葉広葉樹林、耕作地、緑の多い住宅地		○	生息環境は保全される
	6	シマヘビ	耕作地、草地、水田、緑の多い住宅地		○	生息環境は保全される
	7	ヒバカリ	耕作地、水田、草地、緑の多い住宅地		○	生息環境は保全される
	8	ヤマカガシ	水田、耕作地、落葉広葉樹林		○	生息環境は保全される
両生類	1	アカハライモリ	水田、水路、水たまり		○	生息環境に変化は生じない
	2	ニホンアマガエル	水田、池、耕作地、草地、落葉広葉樹林、植林地		○	生息環境は保全される
	3	ツチガエル	水路、水辺		○	生息環境に変化は生じない
	4	ニホンアカガエル	水田、水路、池、落葉広葉樹林、植林地		○	生息環境は保全される
	5	ヤマアカガエル	水田、水路、池、落葉広葉樹林、植林地		○	生息環境は保全される
	6	シュレーゲルアオガエル	水田、水路、水辺		○	生息環境に変化は生じない
昆虫類	1	ニホンカワトンボ	水田、小河川		○	生息環境に変化は生じない
	2	ヤマサナエ	水田、小河川		○	生息環境に変化は生じない

表 8-4-1-9(4) 現地調査で確認された重要な種の予測結果の概要

分類	番号	種名	確認種の 生息環境	確認位置		生息環境への影響	
				改変の 可能性 がある 範囲	改変の 可能性 がある 範囲外		
昆虫類	3	コシボソヤンマ	小河川		○	生息環境に変化は生じない	
	4	コヤマトンボ	小河川		○	生息環境に変化は生じない	
	5	シオヤトンボ	湿性地		○	生息環境に変化は生じない	
	6	ヒメアカネ	水田、小河川		○	生息環境に変化は生じない	
	7	ケラ	耕作地		○	生息環境は保全される	
	8	ヤチスズ	耕作地、草地		○	生息環境は保全される	
	9	クマスズムシ	落葉広葉樹		○	生息環境は保全される	
	10	オナガササキリ	草地、耕作地		○	生息環境は保全される	
	11	クルマバッタ	耕作地、草地		○	生息環境は保全される	
	12	ショウリョウバ ッタモドキ	耕作地、草地		○	生息環境は保全される	
	13	ミイデラゴミム シ	耕作地		○	生息環境は保全される	
	14	コガムシ	小河川		○	生息環境に変化は生じない	
	15	トゲアリ	落葉広葉樹林		○	生息環境は保全される	
	16	モンズズメバチ	落葉広葉樹林		○	生息環境は保全される	
	17	オオイシアブ	落葉広葉樹林		○	生息環境は保全される	
	魚類	1	アブラハヤ	小河川		○	生息環境に変化は生じない
		2	ドジョウ	小河川		○	生息環境に変化は生じない
3		ホトケドジョウ	小河川		○	生息環境に変化は生じない	
4		メダカ南日本集 団	小河川		○	生息環境に変化は生じない	
底生動物	1	モノアラガイ	小河川		○	生息環境に変化は生じない	
	2	スジエビ	小河川		○	生息環境に変化は生じない	
	3	サワガニ	小河川		○	生息環境に変化は生じない	
	4	モクズガニ	小河川		○	生息環境に変化は生じない	

#### 1) 文献調査でのみ確認された重要な種に対する予測結果

文献調査により改変区域周辺に生息する可能性が高いと考えられる重要な種の内、現地調査では確認されなかった重要な種は、哺乳類 1 種、鳥類 41 種、爬虫類 4 種、両生類 1 種、昆虫類 67 種、魚類 7 種、底生動物 0 種であった。

工事の実施及び鉄道施設の存在により、生息環境の一部が消失・縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、周辺に同質の生息環境が広く分布することから生息環境は確保される。

したがって、事業の実施による影響の程度はわずかであり、重要な種の生息環境は保全されると予測される。



## 2) 環境保全措置

本事業では、計画の立案の段階において、動物に係る環境影響を回避又は低減するため「資材運搬等の適切化」、「濁水処理施設及び仮設沈砂池の設置」、「工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による動物の生息環境の確保」及び「防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用」について検討した。さらに、事業者により実行可能な範囲内で、工事の実施(建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に伴う車両の運行、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置)及び鉄道施設(トンネル)の存在による動物に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、表 8-4-1-10 に示す環境保全措置を実施する。

表 8-4-1-10 環境保全措置

環境保全措置	保全対象種	実施の適否	適否の理由
資材運搬等の適切化	保全対象種全般	適	車両の運行ルート、配車計画を適切に行うことにより、動物全般への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
濁水処理施設及び仮設沈砂池の設置	保全対象種全般	適	濁水処理施設及び仮設沈砂池の設置により、濁水の発生が抑えられることで、魚類等の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による動物の生息環境の確保	保全対象種全般	適	使用した工事施工ヤード等に対する動物の生息環境に配慮した緑化、林縁の保護植栽を図ることにより、重要な種の生息環境の変化に伴う動物への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。
防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用	保全対象種全般	適	防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用により、騒音、振動の発生が抑えられることで、鳥類等の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
動物個体の類似環境への誘導	ホンシュウカヤネズミ	適	草刈り等の手順を工夫し、影響範囲内に生息する個体を隣接する類似環境へ誘導することにより、重要な種の個体への影響を回避できることから、環境保全措置として採用する。
工事に伴う改変区域をできるだけ小さくする	ホンシュウカヤネズミ	適	生息環境の改変をできるだけ小さくすることにより、重要な種の生息地への影響を回避、低減できることから、環境保全措置として採用する。

## 3) 事後調査

動物に係る影響について、予測の不確実性は小さいこと、また実施する環境保全措置について、効果に係る知見が蓄積されていると判断できることから、事後調査は実施しない。

#### 4) 評価

##### ア. 評価の手法

評価手法	・回避又は低減に係る評価 調査・予測結果及び環境保全措置の検討を行った場合はその結果について、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているか、見解を明らかにすることにより行った。
------	--

##### イ. 評価結果

###### ア) 回避又は低減に係る評価

計画路線は、計画段階において、大部分をトンネル構造にする等、改変面積を極力小さくする計画とし、動物への影響の回避、低減を図っている。

一部の種は、生息環境の一部は保全されない可能性があるとして予測されたが、動物個体の類似環境への誘導等の環境保全措置を実施することで、影響の回避、低減に努める。

今後の本事業における詳細な計画検討にあたっては、環境影響評価の結果に基づき環境保全に配慮して行うこととし、本環境影響評価の段階において予測し得なかった著しい環境への影響が生じた場合には、必要に応じて専門家の助言等を踏まえて、別途対策を検討する。

このことから、環境への影響は事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されていると評価する。